塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和４年塩尻市条例第１２号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

（抑制区域）

第３条　条例第７条第１１号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

(1)　長野県が地すべり危険箇所として公表している区域

(2)　長野県が急傾斜地崩壊危険箇所として公表している区域

(3)　長野県が土石流危険渓流として公表している区域

（事前協議）

第４条　条例第８条第１項の規定による事前協議をしようとする者は、塩尻市太陽光発電設備設置事業事前協議書（様式第１号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

第５条　条例第８条第６項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1)　事業区域の面積の縮小

(2)　太陽光発電設備の定格出力の縮小

(3)　その他市長が認める軽微な変更

第６条　条例第８条第６項の規定による変更の協議をしようとする者は、塩尻市太陽光発電設備設置事業事前協議変更協議書（様式第２号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

第７条　条例第８条第７項の規定による中止又は取下げの届け出をしようとする者は、塩尻市太陽光発電設備設置事業事前協議中止（取下）届出書（様式第３号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（隣接住民等への説明）

第８条　条例第９条第２項の規則で定める方法は、隣接住民等への資料の回覧又は送付その他市長が適当と認める方法とする。

第９条　条例第９条第４項の規定による説明の内容の報告は、塩尻市太陽光発電設備設置事業説明会開催等報告書（様式第４号）に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

（着手の届出）

第１０条　条例第１２条の規定による届け出をしようとする者は、塩尻市太陽光発電設備設置事業着手届出書（様式第５号）に次条に掲げる書類を添付して、市長に提出しな

ければならない。

第１１条　条例第１２条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1)　事業計画書

(2)　塩尻市太陽光発電設備設置事業説明会開催等報告書（様式第４号）

(3)　位置図

(4)　公図の写し

(5)　配置図

(6)　土地造成計画平面図及び断面図

(7)　雨水排水計画図

(8)　太陽光発電設備の構造図

(9)　現況カラー写真

(10)　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定通知書の写し

(11)　その他市長が必要と認める書類

（変更等の届出）

第１２条　条例第１３条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1)　事業区域の面積の縮小

(2)　太陽光発電設備の定格出力の縮小

(3)　その他市長が認める軽微な変更

第１３条　条例第１３条の規定による届け出をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1)　太陽光発電設備設置事業の内容の変更をしようとするとき　塩尻市太陽光発電設備設置事業変更届出書（様式第６号）及び市長が必要と認める書類

(2)　太陽光発電設備設置事業の中止又は廃止をしようとするとき　塩尻市太陽光発電設備設置事業中止（廃止）届出書（様式第７号）及び市長が必要と認める書類

（完了報告）

第１４条　条例第１４条の規定による報告は、塩尻市太陽光発電設備設置事業完了報告書（様式第８号）に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

（立入調査員証）

第１５条　条例第１５条第２項の証明書は、立入調査員証（様式第９号）とする。

（勧告）

第１６条　条例第１７条第１項の規定による勧告は、勧告書（様式第１０号）により行うものとする。

（公表）

第１７条　条例第１８条第１項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1)　塩尻市公告式条例（昭和３４年塩尻市条例第１号）第２条第２項に規定する掲示場への掲示

(2)　市ホームページへの掲載

(3)　その他市長が必要と認める方法

第１８条　条例第１８条第２項の規定による理由の通知は、公表理由等通知書（様式第１１号）により行うものとする。

（補則）

第１９条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

（表）

塩尻市太陽光発電設備設置事業事前協議書

年　　月　　日

（あて先）塩尻市長

事業者　住所

氏名

電話番号

（法人等にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

太陽光発電設備設置事業を行いたいので、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第８条第１項の規定により、次のとおり協議します。

１　事業計画

事業名		
事業区域の所在地	代表の地名地番	
	その他の地名地番	
施工者	住所	
	氏名	
保守点検責任者	住所	
	氏名	
事業区域の面積		m^2
定格出力		kW
説明会開催予定日		年　　月　　日
工事着手予定日		年　　月　　日

注　「定格出力」欄は、太陽光パネルの合計出力又はパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方を記載してください。

（裏）

２　区域の状況

区域	該当の有無
砂防指定地	有 □　・　無 □
地すべり防止区域	有 □　・　無 □
急傾斜地崩壊危険区域	有 □　・　無 □
土砂災害（特別）警戒区域	有 □　・　無 □
保安林	有 □　・　無 □
農用地区域内にある農地等	有 □　・　無 □
（特別）史跡、（特別）名勝又は（特別）天然記念物等の存する区域	有 □　・　無 □
（重要）伝統的建造物群保存地区	有 □　・　無 □
国定公園	有 □　・　無 □
鳥獣保護区の特別保護地区	有 □　・　無 □
地すべり危険箇所	有 □　・　無 □
急傾斜地崩壊危険箇所	有 □　・　無 □
土石流危険渓流	有 □　・　無 □

注　該当する□にレ印を記載してください。

３　添付書類

(1)　位置図

(2)　公図の写し

(3)　配置図

(4)　土地造成計画平面図及び断面図

(5)　雨水排水計画図

(6)　太陽光発電設備の構造図

(7)　現況カラー写真

(8)　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第６条関係）

塩尻市太陽光発電設備設置事業事前協議変更協議書

年　　月　　日

（あて先）塩尻市長

事業者　住所
氏名
電話番号
（法人等にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事前協議の内容を変更したいので、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第８条第６項の規定により、次のとおり協議します。

事業名		
事業区域の所在地	代表の地名地番	
	その他の地名地番	
施工者	住所	
	氏名	
保守点検責任者	住所	
	氏名	
事業区域の面積		m^2
定格出力		kW
説明会開催予定日		年　　月　　日
工事着手予定日		年　　月　　日

注　変更部分を赤字で記載し、必要に応じて変更の前後が分かる書類を添付してください。

様式第３号（第７条関係）

塩尻市太陽光発電設備設置事業事前協議中止（取下）届出書

年　　月　　日

（あて先）塩尻市長

事業者　住所
氏名
電話番号
（法人等にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事前協議の中止（取下）をしたいので、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第８条第７項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名		
事業区域の所在地	代表の地名地番	
	その他の地名地番	
中止・取下の別		□中止　　□取下
中止（取下）をする理由		
中止する期間又は取り下げる日		
その他		

様式第４号（第９条関係）

塩尻市太陽光発電設備設置事業説明会開催等報告書

年　　月　　日

（あて先）塩尻市長

事業者　住所
氏名
電話番号
（法人等にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

隣接住民等に対して太陽光発電設備設置事業に係る説明を行ったので、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第９条第４項の規定により、次のとおり報告します。

１　説明の概要

事業名	
開催日時	年　月　日　時　分　から 年　月　日　時　分　まで
開催場所	
参加者数	人
説明会での質疑応答	

注　「説明会での質疑応答」欄に全てを記載することができない場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

２　添付書類

(1)　説明に用いた資料

(2)　その他市長が必要と認める書類

様式第５号（第１０条関係）

（表）

塩尻市太陽光発電設備設置事業着手届出書

年　　月　　日

（あて先）塩尻市長

事業者　住所

氏名

電話番号

（法人等にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

太陽光発電設備設置事業に着手したいので、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第１２条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　事業計画の概要

事業名		
事業区域の所在地	代表の地名地番	
	その他の地名地番	
施工者	住所	
	氏名	
保守点検責任者	住所	
	氏名	
事業区域の面積		m²
定格出力		kW
工事着手予定日		年　　月　　日
運転開始予定日		年　　月　　日

注　「定格出力」欄は、太陽光パネルの合計出力又はパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方を記載してください。

（裏）

２　添付書類

(1)　事業計画書

(2)　塩尻市太陽光発電設備設置事業説明会開催等報告書（様式第４号）

(3)　位置図

(4)　公図の写し

(5)　配置図

(6)　土地造成計画平面図及び断面図

(7)　雨水排水計画図

(8)　太陽光発電設備の構造図

(9)　現況カラー写真

(10)　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定通知書の写し

(11)　その他市長が必要と認める書類

様式第６号（第１３条関係）

塩尻市太陽光発電設備設置事業変更届出書

年　　月　　日

（あて先）塩尻市長

事業者　住所
氏名
電話番号
（法人等にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

太陽光発電設備設置事業の内容を変更したいので、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第１３条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名		
事業区域の所在地	代表の地名地番	
	その他の地名地番	
施工者	住所	
	氏名	
保守点検責任者	住所	
	氏名	
事業区域の面積		m^2
定格出力		kW
説明会開催予定日		年　　月　　日
工事着手予定日		年　　月　　日

注　変更部分を赤字で記載し、必要に応じて変更の前後が分かる書類を添付してください。

様式第７号（第１３条関係）

塩尻市太陽光発電設備設置事業中止（廃止）届出書

年　　月　　日

（あて先）塩尻市長

事業者　住所
氏名
電話番号
（法人等にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

太陽光発電設備設置事業を中止（廃止）したいので、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第１３条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名		
事業区域の所在地	代表の地名地番	
	その他の地名地番	
中止・廃止の別		□中止　　□廃止
中止（廃止）をする理由		
中止する期間又は廃止する日		
その他		

様式第８号（第１４条関係）

塩尻市太陽光発電設備設置事業完了報告書

年　　月　　日

（あて先）塩尻市長

事業者　住所

氏名

電話番号

（法人等にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

太陽光発電設備設置事業を完了したので、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第１４条の規定により、次のとおり報告します。

１　事業の概要

事業名		
事業区域の所在地	代表の地名地番	
保守点検責任者	住所	
	氏名	
	緊急連絡先	
事業区域の面積		m^2
定格出力		kW
完了年月日		年　　月　　日

２　添付書類

(1)　事業区域内及び事業区域周辺の状況並びにフェンス等及び標識の設置状況が分かる現況カラー写真

(2)　その他市長が必要と認める書類

様式第９号（第１５条関係）

（表）

所属 職名 氏名
立入調査員証　　第　　号 この者は、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第１５条第１項に規定する調査に従事する職員であることを証する。 年　　月　　日 塩尻市長　　印

（裏）

塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（抜粋）

（報告及び調査）

第１５条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

２　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第１０号（第１６条関係）

第　　号
年　　月　　日

勧告書

様

塩尻市長　　印

塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第１７条第１項の規定により、必要な措置を講ずるよう勧告します。

事業名		
事業区域の所在地	代表の 地名地番	
事業者	住所	
	氏名	
勧告内容		
実施期限		年　　月　　日

（注）

１　この勧告を受けたときは、実施期限までに必要な措置を講じ、その内容がわかる書類を提出すること。

２　この勧告に従わない場合は、条例の定めるところにより、公表及び国又は県への報告をすることがある。

様式第１１号（第１８条関係）

第　　号
年　　月　　日

公表理由等通知書

様

塩尻市長　　印

あなたは、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わなかったので、同条例第１８条第１項の規定に基づき、次のとおり氏名等を公表します。

なお、同条第２項の規定により、弁明をすることができます。

１　公表する内容

２　公表する理由

３　公表の原因となる事実

４　弁明書の提出先

５　弁明書の提出期限